

北朝鮮による日本人拉致問題の早期解決を求める意見書

上記の議案を別紙のとおり会議規則第14条第1項の規定により提出します。

令和4年9月29日

提出者

細田重雄	成相安信	福田正明
森山健一	五百川純寿	絲原徳康
大屋俊弘	中村芳信	田中八洲男
園山繁	尾村利成	白石恵子
角智子	中島謙二	池田一
須山隆	平谷昭	山根成二
加藤勇	生越俊一	岩田浩岳
高橋雅彦	遠藤力一	吉田雅紀
吉野和彦	嘉本祐一	田中明美
大国陽介	内藤芳秀	川上大
多々納剛人	福井竜夫	原拓也
坪内涼二		

(別紙)

北朝鮮による日本人拉致問題の早期解決を求める意見書

北朝鮮が日本人の拉致を認め、謝罪した平成 14 (2002) 年の日朝首脳会談以降、5 人の拉致被害者とその家族の帰国は実現したものの、いまだ拉致問題は全面的な解決には至らないまま 20 年の歳月が流れている。

平成 25 (2013) 年、政府は、拉致問題に関する対応を協議し、全ての拉致被害者の安全確保及び即時帰国、拉致に関する真相究明など同問題の解決のための戦略的取組及び総合的対策を推進するため、内閣総理大臣を本部長とする新たな拉致問題対策本部を設置した。

北朝鮮は、平成 26 (2014) 年の日朝政府間協議で、拉致被害者を含む全ての日本人に関する包括的かつ全面的な調査の実施の約束をしたが、平成 28 (2016) 年に、調査の全面中止及び調査のための特別調査委員会の解体を一方向的に宣言した。以降、北朝鮮は不誠実な対応をとり続けている。

北朝鮮による日本人拉致事件の発生から既に 40 年以上が経過し、拉致被害者自身も家族も高齢となる中、問題解決には一刻の猶予も許されない。

拉致問題は、我が国の主権及び国民の生命と安全に関わる重大な問題であり、国の責任において解決すべき喫緊の重要課題である。

よって、国におかれては、拉致被害者全員の早期帰国を実現させるため、北朝鮮側に対して粘り強い交渉を行うとともに、あらゆる外交上の機会を捉えて問題提起するなど、拉致問題の一刻も早い全面解決に向け全力で取り組むよう強く要望する。

以上、地方自治法第 99 条の規定により、意見書を提出する。

令和 4 年 月 日

島根県議会

(提出先)

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

外務大臣

拉致問題担当大臣

国家公安委員会委員長

内閣官房長官

【令和 4 年 9 月 2 9 日原案可決】